

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合中学生向け動画教材制作業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するG 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合中学生向け動画教材制作業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

令和5年(2023年)12月8日から10日に茨城県水戸市で開催されるG 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成果を次世代に継承するため、大臣会合で議論された内容や水戸市で開催された意義などを主に中学生へ伝えることを目的とした動画教材を制作する。

(2) 委託業務の内容

別添「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合中学生向け動画教材制作業務委託」の契約書及び仕様書を参照すること

3 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

4 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 法人格を有している者、または、共同事業体であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 経営基盤が安定しており、過去5年間において、同種又は類似業務を完成した実績を有すること。
- (5) 参加表明書の提出時点で当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (6) 国税および地方税に滞納ないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人として使用しているものでないこと。

## 5 委託料

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 6 応募方法等

### (1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第1号）1部

イ 企画提案書（様式任意）5部

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～③の項目について簡潔に記載すること。

#### ① 業務の具体的な内容や実施方法

- ・動画制作のコンセプト
- ・動画の内容、構成

#### ② 業務実施体制

- ・実施責任者、担当者の役職、氏名
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- ・当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール

#### ③ その他の提案

- ・その他アピールポイントについて
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載すること。

ウ 経費積算書（様式第2号）1部

経費を分けて提示すること。

エ 資格要件に係る申立書（様式第3号）1部

オ 事業実績書（様式第4号）1部

カ 会社概要書（様式第5号）1部

キ 質問書（様式第6号）1部

### (2) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

### (3) 提出期限

令和5年(2023年)11月2日(木)15時まで(必着)

### (4) 提出場所及び問合せ先

G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部G7大臣会合推進室内)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2769 FAX 029-301-2679

E-MAIL g7-ibarakimito@pref.ibaraki.lg.jp

### (5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。

- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

## 7 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年(2023年)10月20日(金)16時まで(必着)

### (2) 提出方法

次のメールアドレス宛に提出するとともに、電話で送付確認を行うこと。

g7-ibarakimito@pref.ibaraki.lg.jp

### (3) 提出書類

質問書(様式第6号)

### (4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、メールで回答するとともに、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局のホームページで公開する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

## 8 審査

### (1) 審査方法

プロポーザル選定委員会において、プレゼンテーションを実施し、委員による審査を行う。プレゼンテーションの詳細は次のとおり。

①日時：令和5年(2023年)11月7日(火)

※時間・場所の詳細は、企画提案書提出者に個別連絡

②プレゼンテーション方法

プレゼンテーションは、企画提案書に基づき15分以内とし、質疑応答は10分以内とする。(出席者は3名以内)

プロジェクター及び投影用スクリーン(若しくはモニター)は協議会で用意するが、PC、接続用ケーブル等必要な備品があれば、参加者が用意すること。

なお、提出済みの企画提案書以外の資料を当日配布することは認めない。

### (2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定する。

選定結果は令和5年(2023年)11月10日(金)までに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
業務の運営体制	・確実に業務を実施できる適切なスタッフ体制を整備しているか。 ・実行性のあるスケジュールが示されているか。
会社の業務実績	・同種及び類似事業に関する実績があり、仕様書に基づく成果が見込めるか。
企画性	・大臣会合について、中学生にわかりやすく伝わるものであるか。 ・提案者のノウハウや知識・経験を生かした工夫が見られるか。 ・魅力的な自由提案があるか。
実現性	・目的等について十分理解し、それに沿った具体性のある提案となっているか。
価格	・見積内容及び見積額が妥当であるか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 協議会は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に準拠し、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 協議会は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

事業の成果は協議会に帰属する。